

(株)WILLONE INTERNATIONAL JAPAN

バーチャルオフィスプランのご案内

≪room EXPLACE ご利用のお客様用≫

運営会社：株式会社 WILLONE INTERNATIONAL JAPAN

住所：〒135-0016 東京都江東区東陽 3-27-17 長谷川ビル 7F

レンタルオフィス運営事務局

サービスの概要をご説明いたします。(詳しくは「契約書」に記載がございます)

※添付されている契約書・利用申込書は参考資料ですので、ご契約の場合は本書等をお渡しさせていただきます。

「長谷川ビル 5F」で法人登記されている場合、登記変更せずにご利用いただくことは可能ですが、ご対応いただく必要のある事項がございます。

・ 公的機関(税務署・銀行等)の住所変更は出来ませんが、

その他の取引先(例：配送会社(ヤマト運輸等)・ASKUL、Amazon など)に登録している住所の変更が必要です。

・ 住所変更していても、5階に届いてしまうこともありますので、必ず郵便局にて転送手続きが必要です。(※転送期間は2年間ですので、都度転送手続きをさせていただきます。)

詳しくは「お問い合わせ受付」へご連絡いただき、ご確認をお願いいたします。

「宅配の受け取りは条件付きで可能：契約書第15条<郵便物の内容>参照」等、room EXPLACE のサービスとは異なります。ご了承の上、お申込みをお願いします。

お問い合わせ、お申込みは、株式会社 WILLONE INTERNATIONAL JAPAN へお申し出をお願いいたします。

東京地下鉄株式会社・room EXPLACE は契約に関与いたしません。

<お問い合わせ受付>

〒135-0016 東京都江東区東陽 3-27-17 長谷川ビル 7F
株式会社 WILLONE INTERNATIONAL JAPAN
レンタルオフィス運営事務局 酒井 友子
E-mail: y.sakai@hgcogroup.com

①法人登録のお客様

- (登記利用可能住所) 東京都江東区東陽 3 丁目 27 番 17 号

②住所利用のお客様

- (住所利用可能住所) 東京都江東区東陽 3 丁目 27 番 17 号
➤ 東京都江東区東陽 3 丁目 27 番 17 号 長谷川ビル 7 階

③バーチャルオフィス契約は 2 種類です。

A プラン： 月額 6,000 円 (消費税別途)

- ・郵便物が届いた場合、週 1 回の郵便物お知らせメールを送付します。

B プラン： 月額 7,000 円 (消費税別途)

- ・郵便物が届いた都度お知らせメールを送付します。

※どちらのプランでも、都度転送 1 回につき手数料 400 円+送料を頂くか、
月/2,000 円で何回でも転送出来るサービス(送料代金別途)のどちらかを選択できます。

※複数登記されるお客様は 月額×登記数となります。

④ご契約されるお客様は、以下の書類の提出が必要となります。

- ・利用申込書・住民票原本・顔写真付き身分証明書のコピー

(法人のお客様の場合は代表者の方の住民票原本及び、顔写真付き身分証明書のコピー)

※東京地下鉄株式会社様とご契約中のお客様で、法人登録がお済の方は、
履歴事項全部証明書の原本 1 通(発行日より 1 ヶ月以内のもの)

⑤契約締結後に、初回のお支払となります。

入会金(使用料の1ヶ月分)+初月の利用料金

※上記以外のサービスは致しておりませんので、ご了承ください。

※当社の契約内容はバーチャルオフィスのみとなり、オフィスのご利用は出来ませんので、ご了承ください。

(消費税別途)

プラン		Aプラン	Bプラン
料金	入会金	6,000円	7,000円
	月額	6,000円	7,000円
郵便物報告		郵便報告(週1メール)	郵便報告(その都度メール)
住所利用		○	○
法人登記		○	○

(消費税別途)

有料オプションメニュー	
サービス内容	利用料金
都度郵便転送	400円/都度手数料 (※実費は別途請求：郵送・宅配便) お客様からの転送希望のご指示後に転送致します。
郵便転送	2,000円/月(※実費は別途請求：郵送・宅配便)

(消費税別途)

(消費税別途)

※以下、「契約書」「申込書」を参考資料として添付いたします

バーチャルオフィス
住所利用契約書

(株)WILLONE INTERNATIONAL JAPAN

株式会社 WILLONE INTERNATIONAL JAPAN (以下「甲」という)と
_____ (以下「乙」という)とは、
東京都江東区東陽3-27-17の住所利用に関し、次の通り住所利用契約(以下
「本契約」という。)書を締結する。

①法人登録のお客様

➤ (登記利用可能住所) 東京都江東区東陽3丁目27番17号

②住所利用のお客様

➤ (住所利用可能住所) 東京都江東区東陽3丁目27番17号

➤ 東京都江東区東陽3丁目27番17号 長谷川ビル7階

第1条 (契約の目的)

甲は、乙の東京都江東区東陽3-27-17の住所利用を認め、乙はバーチャルオフィス
_____プランの利用にあたって本契約で定めるところを厳守することを約束した。

Aプラン:1登記につき 月額 6,000 円 (消費税別途)

Bプラン:1登記につき 月額 7,000 円 (消費税別途)

第2条 (サービス内容)

甲サービスの契約は、バーチャルオフィス全般(住所表記、会社登記、郵便報告)及び、そ
の他バーチャルオフィスに関連したサービスとする。

第3条

バーチャルオフィスの契約は、申込みに対して弊社が指定した証明書の提出を必要とする。

第4条 (利用の開始)

乙は、本規約を承諾し、当社の定める入会金 _____ 円 + 初月の利用料金 1ヶ月分
(消費税別途)を指定の口座に入金し、それを甲が確認した時点より当社の提供するサービ
スの開始とする。

1. 前項の入金は、如何なる理由においても返金は致しません。

第5条（契約期間）

1. 使用期間

西暦 年 月 日 から 西暦 年 月 日
までの、6ヶ月間とする。

2. 前項の使用期間は、期間満了の 1ヶ月前までに甲、乙のいずれかより書面による別段の意見表示がない時には、更に 6ヶ月間 自動更新されるものとし、その後の期間満了についても同様とする。

第6条（支払方法）

甲は、定めた使用料を、毎月 20 日迄に請求書をメールで送る。乙は、消費税と振込手数料を付加した額を毎月/月末までに振込をする。但し、月末が土日祝日や金融機関の休業日となる場合は、その前営業日までとする。また、甲は、振込による入金を確認された時点で同金員を受領したものと認め、別途領収書は、発行しない。

[例：1月1日-1月31日までの1ヶ月分→1月20日請求書送付メール / 1月末日お振込み期限]

第7条（消費税・振込手数料）

本契約に定めるオフィスサービスに対する利用料金、事務手数料など、全ての費用には、別途消費税が掛かるものとする。また、振込に要する手数料に関しては、乙の負担とする。

第8条（遅延損害金）

乙は、本契約に基づく金銭債務について、その入金を遅延したときは、以下の各号に従って遅延損害金を払わなければならない。

1. 遅延利率は、18.25%(実質年利)とする。
2. 遅延損害金の計算方法は、次の通りとする。

金銭債務×遅延利率÷365日×支払期日経過日数

第9条（料金の変更）

1. 甲は、オフィスサービスに対する利用料金が経済状況の変動、公租公課の変動、その他の事情により不相応になったときは、変更することが出来るものとする。
2. いかなる理由によって契約が解除された場合においても、甲が乙より既に受領した利用料金、事務手数料、その他一切の金銭は返還せず、また、既に発生した債務は消滅し、又は免除若しくは減額されないものとする。

第10条（会員の不適者）

会員不適格者について、当社は契約を強制解除できる。また、必要に応じて警察に通報、届出を行う。

- ① 第三者に迷惑をかける行為、犯罪行為、違法行為に当社サービスを利用される方、またはその恐れのある方
- ② 会費等利用代金が未納な方
- ③ 申込時の内容に虚偽等があった場合
- ④ その他当社が不適格と判断した場合

第11条（提出・報告義務）

乙は、入会時に、甲に対し、次の項目を書面で届け出なければならない。

- ① 屋号、商号
 - ② 業種
 - ③ 主たる業務内容
 - ④ 本店所在地
 - ⑤ 代表者の住所、氏名、緊急連絡先
 - ⑥ 資本金
 - ⑦ 本オフィスを使用する従業員の人数及び各人の役職、住所、氏名
 - ⑧ 本オフィスの使用に関する責任者の住所、氏名、連絡先
2. 乙は、前項の各項目に変更が生じた場合は、速やかに甲に対し、下記の通り甲が別途定める書面で届け出なければならない。
- ① 契約者名義の変更には、「契約者名義変更申請書」の提出
3. 乙は、次の各号の一に該当する事実が発生した時は、甲に対し、遅滞なくその旨を書面で届出さなければならない。
- ① 本条1項各号の他、定款規定事項または登記事項に変更があったとき
 - ② 営業譲渡または会社の組織変更があったとき
 - ③ 資本構成に重大な変更があったとき
 - ④ 会社の解散、事業廃止、営業停止等の可能性が生じたとき
4. 甲は、前3項の提出が速やかになされたとき、これら提出の内容の全部または一部に虚偽の事実が含まれていたとき、または提出（変更）事項の内容に照らし本契約の趣旨に反すると甲が認めたときは、乙の入会を取り消し、本契約を解除することができる。

第12条（解約の申し入れ）

甲または乙は、使用期間中に本契約を解除しようとするときは、期間満了の1ヶ月前に相

相手に対し書面をもってその申し入れをしなければならない。但し、乙は2ヶ月分の使用料を支払えば、直ちに本契約を解除することができる。

第13条（利用の強制解約）

原則して甲は、乙のサービスに関して一切関知致さないが、違法・迷惑行為を目的とする利用は禁止する。又、契約締結後に発覚した場合は、発覚時点で乙との契約を強制解除することができる。甲は、乙が以下に定める行為を行った場合、本契約を直ちに解除できるものとする。一度、強制解除された乙は、再度契約することができない。また、以下の内容を承諾したものとする。

- ① 使用料、その他の本契約に基づく債務の支払を1ヶ月以上怠ったとき
- ② 当社に損害を与えた場合
- ③ 契約書の内容が事実と異なる場合
- ④ 乙の利用内容を法的機関により法律違反の可能性を指摘された場合
- ⑤ 乙が貸出し住所を利用しての不正使用、公文書類の偽造行為、登録外名簿で住所使用した場合
- ⑥ 乙が違法、犯罪行為、第三者への迷惑をかける行為を行っているとき当社が判断した場合
- ⑦ 甲が乙を会員として不適切だと判断した場合

第14条（反社会的勢力の排除）

乙が以下の一つに該当した時は、何等の催告を要せずに、甲は、契約を即時に解約することが出来る。尚、本条にいう反社会的勢力とは、暴力団、舎会屋、社会運動団体、政治活動団体その他名称如何に関わらず、暴力、威力、又は詐欺的を使用して経済的利益を追求する集団、又は、個人を意味する。

1. 乙が反社会的勢力に該当する場合、又は反社会的勢力であった場合
2. 乙が反社会的勢力に事業活動を支配されている場合
3. 乙の株主、出資者、役員、又は従業員に反社会的勢力がいる場合、又はこれらの物が反社会的勢力と交際している場合
4. 乙が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等を行っている場合、その他反社会的勢力の維持、運営に協力、又は関与している場合
5. 乙、又はその役員が刑事事件によって逮捕、若しくは交流された場合、又は刑事訴追を受けた場合
6. 乙が、甲、又は他の会員に対し、乙が反社会的勢力である旨を伝え、又は乙の関連団体、若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える等した場合

第15条（郵便物の取扱い）

《紛失》

郵便物の紛失・破損について甲では、一切の責任を負わない。

《天災》

甲で管理している乙の私物が天災、火災、盗難、テロ、その他不慮の事故などの不可抗力で生じた場合の責任は、甲では一切の責任を負わない。

《郵便物の内容》

本オフィスに到着する郵便・宅配物は、以下のものは、受取、転送ができない。

- ① 生もの・動物・危険物
- ② 冷蔵・冷凍が必要なもの
- ③ 3辺の合計が160cm、重さ、20kg以上の郵便物
- ④ 本人の受領が必要とするもの
- ⑤ 現金書留、電信送替、その他法律に触れる可能性があるもの
- ⑥ 代金引換、着払等、受取時に金銭の支払が生じるもの

第16条（免責事項）

1. 甲は、乙の資産、情報、機密事項等の滅失、盗難、漏洩、流用等に関し、何らの責任も負わない。ただし、甲の責めに帰すべき事由に基づく場合はこの限りではない。
2. 甲は、天災地変、並びに甲の責に帰さない火災、盗難、建物の全部または一部の滅失、毀損、設備の滅失、毀損、故障、及び修繕については、何ら責任を負わない。
3. 甲は、法律の改正または監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び本オフィスの一時使用停止等については責任を負わない。但し、甲の責めに帰すべき事由に基づく場合はこの限りではない。
4. 本オフィスの名称変更、所在するビル名の変更、移転等により、当該変更に伴う各種手続きが必要になった場合、乙の本店所在地の名称変更等に要する費用は乙が負担し、甲に何らの金員の請求を行わない。

第17条（守秘義務）

甲は、乙の情報をいかなる場合も第三者に漏洩することはない。但し、甲がサービスを提供している乙の行動に対する法的機関からの問合せがあり、その内容に事件・違法性があると甲が判断した場合は、契約状況を開示する。

第18条（休業及び廃業）

甲は、重大な経営上の問題が発生した場合や何らかの事情により、サービス提供を廃止する場合は、1ヶ月前に書面にて告知をする。

第19条（損害賠償）

甲は乙が当規約に反した行為、不正若しくは、違反な行為によって甲に損害を与えた場合、甲は乙に対して相当の損害賠償の請求を行うことができる。

第20条（契約外事項）

本契約に定めのない事項及び契約の内容に関し疑義を生じたときは、日本法を準拠法とした法令に従うほか、甲乙間で協議の上、誠意をもって円満に解決を図るものとする。

第21条（裁判管轄）

甲及び乙は、本契約に関する紛争の第一審の裁判管轄を、東京地方裁判所と定める。
以上のとおりの内容で本契約を締結したことを証するため、本面2通を作成し、甲、乙において各記名、捺印の上、甲、乙各1通ずつ保有するものとする。

西暦 年 月 日

甲、 東京都江東区東陽3丁目27番17号 長谷川ビル7F
株式会社 WILLONE INTERNATIONAL JAPAN
代表取締役 長谷川 圭一 印

乙

印

プラン	A プラン	B プラン
金額	6,000 円	7,000 円
郵便物報告	郵便報告 (週 1 メール)	郵便報告 (その都度メール)
住所利用	●	●
法人登録	●	●
有料オプションメニュー		
サービス内容	利用料金	
郵便郵便転送	400 円/都度送料 (※実費は別途請求：郵送・宅配便) お客様からの転送希望のご指示後に転送致します。	
郵便転送	2,000 円/月 (※実費は別途請求：郵送・宅配便)	

(消費税別添)

『バーチャルオフィス』利用申込書

下記、申込します。

バーチャルオフィスプラン 月額費用 円 [税込]	<input type="checkbox"/> プランA <input type="checkbox"/> プランB 入会金 円 [税込]	利用希望開始日： 月 日
--------------------------------	--	------------------------

法人契約	利用期間	年 月 日～ 年 月 日 (6ヶ月以上 6ヶ月単位)		
	フリガナ			
	商号 (会社名)			
	所在地	〒 —	TEL	
			FAX	
	申込申請者	フリガナ	生年月日 年 月 日	
		氏名	E-mail	
		住所〒 —	直通電話	
	連帯保証人	フリガナ	生年月日 年 月 日	
		氏名	役職	
住所〒 —		固定電話		
		携帯電話		
個人契約	利用期間	年 月 日～ 年 月 日 (6ヶ月以上 6ヶ月単位)		
	フリガナ			
	商号 (会社名予定)			
	所在地	〒 —	TEL	
			FAX	
	申込申請者	フリガナ	生年月日 年 月 日	
		氏名	E-mail	
		住所〒 —	直通電話	
	連帯保証人	フリガナ	生年月日 年 月 日	
		氏名	申込申請者との関係	
住所〒 —		固定電話		
		携帯電話		
契約書送付先住所				
その他、メッセージ				

【捺印署名押印欄】 各以上記契約内容に併り捺印事項をここに書きます

株式会社 WILLONE INTERNATIONAL JAPAN

東京都江東区東陽3-27-17 長谷川ビル7F

TEL03-6653-6653